

主要国の各種法定年齢

国名	選挙権 ⁽¹⁾		被選挙権 ⁽¹⁾		国民投票 の投票権 ⁽²⁾	私法上 の成人	婚姻		刑事手続において 少年として扱われな くなる年齢 ⁽³⁾	義務教育修了	飲酒 ⁽⁴⁾				喫煙 ⁽⁴⁾ たばこ 購入			
	下院	上院	下院	上院			男	女			店内での飲酒		販売店での購入					
	ビール ワイン	蒸留酒	ビール ワイン	蒸留酒														
日本	20	20	25	30	20 ⁽⁶⁾	20	18	16	未成年者(20歳未満)は、父母の同意が必要である。	20	15	20	20	20	20			
イギリス	18	—	18	21	18	18	16	16	18歳未満は、親責任を有する者がいればそれぞれの同意、かつ、後見人がいればその後見人の同意が必要である。	18	16	18	18	18	18			
アメリカ	18	18	25	30	—	18 ⁽⁶⁾	18	18	カリフォルニア州では原則18歳以上。裁判所の許可命令と、両方若しくは片方の親又は後見人の同意があれば18歳未満にも婚姻許可証が発行される。	18	18	30州で16歳、11州で17歳、9州で18歳となっている。なお、義務教育開始年齢についても、5歳から8歳まで州により異なる。	21	21	21	21	18	
ドイツ	18	—	18	18	—	18	18	18	原則18歳以上。配偶者の一方が成人であり、他方が16歳以上であれば、裁判所は未成年者の同意権者の同意の下に婚姻の禁止を解除することができる。	18[21]	16	多くの州で6歳から15歳までの9年制となっているが、ノルトライン＝ヴェストファーレン州ほか5州では16歳までの10年制である。	16	18	16	18	18	
フランス	18	18	23	30	18	18	18	18	原則18歳以上。重大な理由がある場合には、大審裁判所検事正は、婚姻適齢に達しない者に対しても例外的に婚姻を許可することができる。	18	16	16	18	16	16	18		
イタリア	18	25	25	40	18	18	18	18	原則18歳以上。重大な理由がある場合には、親権者又は後見人の同意があれば、裁判所の判事の命令により16歳まで引き下げることができる。	18	18	2003年に15歳から18歳に引き上げる法律が成立したものの、現在は移行期にあるため、段階的に修了年限が延長されている。	16	16	16	16	16	16
カナダ	18	—	18	30-75	18	18 ⁽⁷⁾	18	18	オンタリオ州では原則18歳以上。双方の両親の書面による合意がある場合には、16歳まで引き下げることができる。	18	16	19	19	19	19	19		
ロシア	18	—	21	30	18	18	18	18	原則18歳以上。深刻な事情がある場合には、16歳以上で地方政府の許可により婚姻できる。	18	15	18	18	18	18	18		
スウェーデン	18	—	18	—	18	18	18	18	原則18歳以上。18歳未満は、申請者の居住地を管轄する県庁の許可を得なければ婚姻できない。この許可は、特別な理由がある場合に限り与えられる。	18[21]	15	18	18	20	20	18		
フィンランド	18	—	18	—	18	18	18	18	原則18歳以上。特別の理由がある場合には、司法省は18歳未満の者に対し、婚姻制限の適用を除外することができる。	18	16	18	18	18	20	18		
デンマーク	18	—	18	—	18	18	18	18	原則18歳以上。婚姻適齢に達しない者に国王の許可によって例外を設けることは可能である。	15[18]	15	18	18	16	16	18		
オランダ	18	—	18	18	18	18	18	18	原則18歳以上。男女が16歳以上で、女子が妊娠しているか又は既に子を産んでいることを申告した場合には、両者に合意があれば婚姻できる。	18[21]	16	16	18	16	18	16		
ベルギー	18	18	21	21	—	18	18	18	原則18歳以上。重大な理由がある場合には、少年裁判所が許可をすることができる。	18	18	16	18	なし	18	16		
オーストリア	16	—	18	21	16	18	18	18	原則18歳以上。配偶者の一方が成人であり結婚を熟慮した状態の場合には、他方が16歳以上であれば、請願を提出すれば裁判所は婚姻適齢である旨を宣言することができる。	18[21]	14	16	16	16	16	16		
スイス	18	18	18	18	18	18	18	18	義務教育年限は全州とも9年間だが、州により義務教育開始年齢が異なるため、修了年齢が14歳又は15歳となる。	18	14	16	18	16	18	なし		
スペイン	18	18	18	18	18	18	18	18	原則18歳以上。第一審裁判所は、正当な理由及び当事者の請求に基づき、14歳からの婚姻禁止を解除することができる。	18	15	18 ⁽⁸⁾	18 ⁽⁸⁾	18 ⁽⁸⁾	18 ⁽⁸⁾	18		
ポルトガル	18	—	18	—	18	18	16	16	18歳未満で16歳以上の婚姻は、親権を行使する父親又は後見人による許可が必要である。	21	14	16	16	16	16	18		
オーストラリア	18	18	18	18	18	18	18	18	原則18歳以上。特別の事情がある場合には、どちらか一方が16歳に達していれば、裁判官又は治安判事による命令により婚姻可能である。	18	15	5州、1準州及び首都特別地域で15歳、1州で16歳となっている。	18	18	18	18	18 ⁽⁹⁾	
ニュージーランド	18	—	18	—	18	20 ⁽¹⁰⁾	16	16	未成年者(18歳未満) ⁽¹⁰⁾ の場合には、同意権者の同意が必要である。	17 ⁽¹¹⁾	17又は18	義務教育年限は13年間だが、就学を開始するのが5歳又は6歳なので、義務教育修了年齢は17歳又は18歳となる。	18	18	18	18	18	
韓国	19	—	25	—	19	20 ⁽¹²⁾	18	18	19	20	15	19 ⁽¹³⁾	19 ⁽¹³⁾	19 ⁽¹³⁾	19 ⁽¹³⁾	19 ⁽¹³⁾		
中国	18	—	18	—	—	18	22	20	少数民族については、具体的状況・実情に配慮し、婚姻適齢の引下げを認めている。	18	15	18	18	18	18	18		

※ 表中で年齢に下線が引かれている場合には、当該法定年齢が国内でも地域により異なっていることを示している。表中では、その国で人口最大の地域において適用されている年齢を記した。各国の人口最大の地域は以下の通りである。
イギリス:イングランド、アメリカ:カリフォルニア州、ドイツ:ノルトライン＝ヴェストファーレン州、カナダ:オンタリオ州、オーストリア:ウィーン州(市)、スイス:チューリッヒ州、スペイン:アンダルシア自治州、オーストラリア:ニューサウスウェールズ州

- 選挙権年齢及び被選挙権年齢の欄で「—」と書かれている国は、間接選挙であるなどの理由により規定が存在しないこと又は一院制のため上院が存在しないことを表す。
- 国民投票の投票権年齢の欄で「—」と書かれている国は、国政レベルでの国民投票が行われていないことを表す。
- 刑事手続において少年として扱われなくなる年齢の欄で「18[21]」と書かれている国では、精神的に未熟である等の事情により、18歳以上21歳未満の者を少年として扱うことができる場合がある。「15[18]」と書かれているデンマークでは、15歳以上18歳未満の者については、法定刑の下限よりも軽い刑を科すことができるなど特別の取扱いが定められている。
- 飲酒・喫煙については、学校や公共の場など、場所により異なる年齢規制がなされている場合がある。
- 日本の国民投票の投票権について、「日本国憲法の改正手続に関する法律」(平成19年法律第51号)は、本則で投票権者の年齢を18歳以上とする一方、附則により、18、19歳の者が国政選挙に参加できること等となるよう、公職選挙法(選挙権年齢)、民法(成年年齢)その他の法令の規定について検討が加えられ、必要な法制上の措置が講じられるまでは、投票権者の年齢を20歳以上とする、と規定している。
- アメリカの私法上の成人年齢は、45州で18歳、2州で19歳、3州で21歳となっている。
- カナダの私法上の成人年齢は、6州で18歳、4州及び3準州で19歳となっている。
- スペインの飲酒可能年齢は、4自治州で16歳、13自治州で18歳となっている。
- オーストラリアの喫煙可能年齢は、各州法により規制の内容は異なるが、基準となる年齢はいずれも18歳となっている。
- ニュージーランドの私法上の成人年齢は「Age of Majority Act 1970」により20歳と規定されているが、各個別法においては18歳を成人年齢としているものも多い。婚姻について規定している「Marriage Act 1955」(2005年改正による)においても「未成年者とは18歳未満の者」と定義されている。
- ニュージーランドの刑事手続において少年として扱われなくなる年齢については、18歳に引き上げる法案が議会に提出されている。
- 韓国の成人年齢については、19歳に引き下げる民法改正案が国会に提出されている。
- 韓国における飲酒・喫煙は19歳になる年の1月1日から認められる。